

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

松山市

目 次

(松山市) の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 1

2 経済的支援

(1) 犯罪被害者等支援金 1

(2) 高額療養費の支給

【国民健康保険】 1

【後期高齢者医療保険】 1

(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免

【国民健康保険】 1

【後期高齢者医療保険】 1

(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付 1

(5) 介護保険料の減免、納付 1

(6) 自立支援医療の負担軽減 1

(7) 国民年金の支給

【遺族基礎年金】 1

【障害基礎年金】 2

【老齢基礎年金】 2

【寡婦年金】 2

【死亡一時金】	2
(8) 子育てに係る負担の軽減	
【出産】 ●助産制度	2
【育児】 ●児童扶養手当	2
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	2
【保育】 ●一時保育(一時預かり)	3
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	3
【修学】 ●修学費用等の貸付け	3
【修学】 ●就学費用の援助	3
(9) 市税等の減免、納付	
【市・県民税の減免】	3
【固定資産税の減免】	3
【国民健康保険料の減免】	3
【市税の納付相談】	3
【国民年金保険料の免除制度】	4
【国民年金保険料の納付猶予】	4
【学生納付特例制度】	4
(10) 生活保護	
(11) 生活困窮者自立支援	
(12) 市営住宅への入居	5

(13) 上下水道料金の納付	5
(14) 母子生活支援施設への入所	5
(15) 就業の支援	5
(16) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	5
(17) 多重債務に関する相談（予約制）	5
(18) 法律に関わる専門的な相談（予約制）	5

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) 精神保健福祉	5
(2) 子育ての悩み	6
(3) D V 相談	6
(4) 女性相談	6
(5) 人権相談	6
(6) 障がい者虐待	6
(7) 高齢者虐待	6
(8) 身体の障がい	6
(9) 住所情報の保護	6

支援メニューリスト（松山市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	市民生活課 (本館1階) 089-948-6447
--	---------------------------------

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	市民生活課 (本館1階) 089-948-6447
2	高額療養費の支給 【国民健康保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6361
	【後期高齢者医療保険】		健康保険課 (別館3階) 089-948-6370
3	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となつた犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6361
	【後期高齢者医療保険】		健康保険課 (別館3階) 089-948-6406
4	後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となつた場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	健康保険課 (別館3階) 089-948-6406
5	介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となつた場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	介護保険課 (別館2階) 089-948-6919
6	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課 (別館1階) 089-948-6018
7	国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。（一定の要件に該当している必要があります。）	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
	【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。（一定の要件に該当している必要があります。）	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
	【老齢基礎年金】	受給資格期間（保険料を納めた期間と保険料を免除等された期間の合計）が10年以上ある人が、65歳から受けられます。60歳から65歳までに繰り上げて減額された年金を受け取ることや、65歳から75歳までの希望する月まで繰り下げて増額された年金を受け取ることもできます。	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
	【寡婦年金】	老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、受ける前に亡くなったとき、その妻（婚姻関係10年以上）に、60歳から65歳になるまで支給されます。（一定の要件に該当している必要があります。）	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
	【死亡一時金】	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金または、寡婦年金を受けられない場合に受けられます。（一定の要件に該当している必要があります。）	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
8	子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	経済的理由により出産費用の負担が困難な妊婦の方に、認可の助産施設に入院してもらい、出産に必要な費用の一部を助成する制度です。	子育て支援課 (別館2階) 089-948-6514
	【育児】 ●児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父、若しくは児童と同居し、その生計を維持している養育者に支給される手当です。（所得制限があります。）	子育て支援課 (別館2階) 089-948-6845
	【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保育・幼稚園課 (別館2階) 089-648-6882

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
	【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	保育・幼稚園課 (別館2階) 089-648-6882
	【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童（20歳になるまで）に対し、保険診療による入院・通院について医療費の自己負担分を助成します。 (所得制限があります。)	子育て支援課 (別館2階) 089-948-6888
	【就学】 ●就学費用等の貸付け	【母子父子寡婦福祉資金貸付事業】 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付けを行っています。	子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 (別館1階) 089-948-6749
	【就学】 ●就学費用の援助	公立の小中学校（中等教育学校前期課程を含む）に在籍又は就学を予定し、経済的理由により就学が困難な市内在住の児童生徒の保護者からの申請に基づいて認定を行い、学用品費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）などの就学援助費を支給します。	学校教育課 (第四別館3階) 089-948-6590
9	市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合（生活保護を受ける方や災害に合わせた方など）に、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	
		【市・県民税の減免】	市民税課 (本館2階) 089-948-6292
		【固定資産税の減免】	資産税課 (本館2階) 089-948-6319
		【国民健康保険料の減免】	健康保険課 (別館3階) 089-948-6368
		【市税の納付相談】	納付推進課 (本館2階) 089-947-6515

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
		<p>【国民年金保険料の免除制度】 所得の減少や失業により、経済的に保険料の支払いが困難な人は、本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の場合、申請し承認を受ければ保険料の納付が全額または一部免除されます。</p> <p>この制度を利用された方は、そのままにしておくと将来受け取る老齢年金が減額されます。そのため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できる追納制度があります。</p>	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
		<p>【国民年金保険料の納付猶予】 20歳～49歳の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を納めることが猶予される制度があります。</p> <p>この制度を利用された方は、そのままにしておくと将来受け取る老齢年金が減額されます。そのため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できる追納制度があります。</p>	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
		<p>【学生納付特例制度】 学生本人の所得が一定以下の場合は、保険料を納めることが猶予される制度があります。申請には学生であることを証明する書類が必要です。</p> <p>この制度を利用された方は、そのままにしておくと将来受け取る老齢年金が減額されます。そのため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できる追納制度があります。</p>	保険給付・年金課 (別館3階) 089-948-6356
10	生活保護	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長することを目的としています。	生活福祉総務課 面接相談担当 (別館1階) 089-948-6395
11	生活困窮者自立支援	生活する上で経済的に困っている方に、関係機関と連携しながら、必要な情報の提供や就労、住まいなどの支援を行い、経済的・社会的に自立できるようサポートします。	福祉・子育て相談窓口内 自立相談支援窓口 (別館1階) 089-948-6875

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
12	市営住宅への入居	犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るために、市営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、優先的な取扱いを実施します。	住宅課 (本館7階) 089-948-6498
13	上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社松山営業所 松山市竹原二丁目7-30(竹原浄水場内) 089-915-0311
14	母子生活支援施設への入所	自立が必要な母子家庭の母と子とともに保護するとともに、生活を支援する施設です。	子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 (別館1階) 089-948-6749
15	就業の支援	ひとり親家庭の方や寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 (別館1階) 089-948-6749
16	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	松山市消費生活センター (本館1階) 089-948-6382
17	多重債務に関する相談(予約制)	多重債務や返済計画の見直しについて、ファイナンシャルプランナー(予約制)が相談に応じます。	市民生活課 (本館1階) 089-948-6211
18	法律に関わる専門的な相談(予約制)	法律に関わる専門的な相談を弁護士がお受けします。(予約制)	市民生活課 (本館1階) 089-948-6211

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などをいたします。	松山市保健所 保健予防課 (松山市萱町6丁目30-5) 089-911-1816

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
2	子育ての悩み	0～18歳のこどもに関する子育て、不登校、いじめ、虐待、問題行動、非行、発達、妊娠、出産など、様々な相談を受け付けています。	こども家庭センター こども相談 089-943-3200
3	D V相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	松山市男女共同参画推進センター コムズ（女性相談） 089-943-5770
4	女性相談	DVをはじめ、女性の様々な悩みごとの相談に応じます。また、関係機関の紹介をします。	子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 (別館1階) 089-948-6413
5	人権相談	人権問題ではないかと疑問をお持ちの方やお悩みの方のご相談をお伺いし、専門機関の紹介等を行います。	人権・共生社会推進課 (本館6階) 089-948-6385
6	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	障がい福祉課 (別館1階) 089-948-6849
7	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	養護者による高齢者虐待について：長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター（別館2階）TEL089-948-6949
8	身体の障がい	障がい者の生活支援から就労支援まで幅広い相談に対応し、それぞれの障がいに応じた適切なコーディネートを行い、障がい者（児）の地域での生活が円滑に行えるよう支援します。	障がい福祉課 (別館1階) 089-948-6353
9	住所情報の保護	D Vやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるD V等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課 (本館1階) 089-948-6337